

審 査 メ モ

1 国勢調査の変更

国勢調査（以下「本調査」という。）について、調査計画のうち、「報告を求める個人又は法人その他の団体」（以下「報告者」という。）「報告を求める事項」（以下「調査事項」という。）「報告を求めるために用いる方法」（以下「調査方法」という。）「報告を求める期間」「集計事項」「調査結果の公表の期日」「その他」を、以下のとおり変更して実施する計画である。

なお、本調査は、西暦の末尾が0の年に全ての調査事項を網羅した大規模調査を、末尾が5の年に調査事項を一部簡素化した簡易調査を実施しており、本件申請は、令和2年（2020年）に実施する大規模調査（以下「今回調査」という。）に係るものとなっている。

(1) 報告者の変更

報告者数について、「約1億2800万人（約5200万世帯）」から「約1億2700万人（約5300万世帯）」に変更する。

(審査状況)

本件申請では、報告者数について、前回の平成27年調査（簡易調査）（以下「前回調査」という。）における「約1億2800万人（約5200万世帯）」から「約1億2700万人（約5300万世帯）」に変更する計画である。

これについては、前回調査の結果を踏まえて変更するものであり、適切と考える。

(2) 調査事項の変更

ア 「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を把握する調査事項の大規模調査事項への変更

「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を把握する調査事項について、従前と同様、大規模調査においてのみ把握するよう、変更する。

(審査状況)

「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を把握する調査事項については、前々回の平成22年調査（大規模調査）（以下「前々回調査」という。）までは大規模調査においてのみ把握する事項とされていたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響による人口移動の状況等を的確に把握するため、簡易調査である前回調査においても、当該事項を追加して把握することとされた。

しかしながら、当該変更は、簡易調査に対する緊急の措置として行われたものであり、今回の変更は、従前のおり、大規模調査においてのみ把握する事項として位置付けるよう再度変更するものである。したがって大規模調査である今回は、実質的に変更を伴うものではなく適当と考える。

イ 「住宅の床面積の合計（延べ面積）」を把握する調査事項の削除

「住宅の床面積の合計」を把握する調査事項を削除する。

現 行（平成22年調査）

| (4) 住宅の床面積の合計 (延べ面積) | 20 ㎡ 未満 | 20～ 30㎡ 未満 | 30～ 40㎡ 未満 | 40～ 50㎡ 未満 | 50～ 60㎡ 未満 | 60～ 70㎡ 未満 | 70～ 80㎡ 未満 |
|---|---------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| ・居住室のほか 玄関・台所・ トイレ・浴室・廊下・押し入れ などの床面積も含めます | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ・営業用の部分及び他の世帯の 使用部分は除いてください | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

変更案

〔 削 除 〕

(審査状況)

本調査においては、世帯が居住する住宅の広さを把握するために、平成2年調査（大規模調査）から「住宅の床面積の合計（㎡）」を調査項目として設定している。しかしながら、住宅の床面積の合計を下一桁まで正確に回答することは容易ではなく、報告者負担が大きいことから、前々回調査からは、本調査事項を実数記入方式から選択肢記入方式に変更して記入の簡素化を図っている。このような対策を講じたにも関わらず、依然として、他の調査事項に比べて本調査事項の記入状況は芳しくなく、また、これを調査経路機関として審査する市町村から、「審査事務負担も大きい」との意見が多く出されていたことなどを踏まえ、総務省統計局は、平成27年国勢調査第2次試験調査（平成25年5月～7月実施）において設問の配置を工夫するなどの改善方策について検証を行ったものの、改善効果は認められなかったとしている。

その後、前回調査では、上記アのとおり、東日本大震災に伴う人口移動の影響を把握するため、本来は大規模調査の調査事項である「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を把握することとしたことに伴い、報告者負担の軽減や調査の円滑な実施を図る観点から、本調査事項を削除し、住宅・土地統計調査（総務省が所管する基幹統計調査）の「住宅の床面積の合計（延べ面積）」（下図参照）の結果により代替することとした。しかしながら、前回調査に係る部会審議においては、今回調査以降における本調査事項の把握については、利活用ニーズ等を踏まえて改めて整理することとされたところである。



これを踏まえ、今回調査の企画に当たって実施した平成32年国勢調査第1次試験調査（平成29年6月～8月実施）では、本調査事項について、実数記入方式により把握可能性の再検証を行ったものの、過去の調査結果と同様、記入状況は悪かったとしている。

このような状況を踏まえ、本件申請では、今回調査以降、他の調査結果（住宅・土地統計調査）により代替し、本調査事項を削除する計画である。

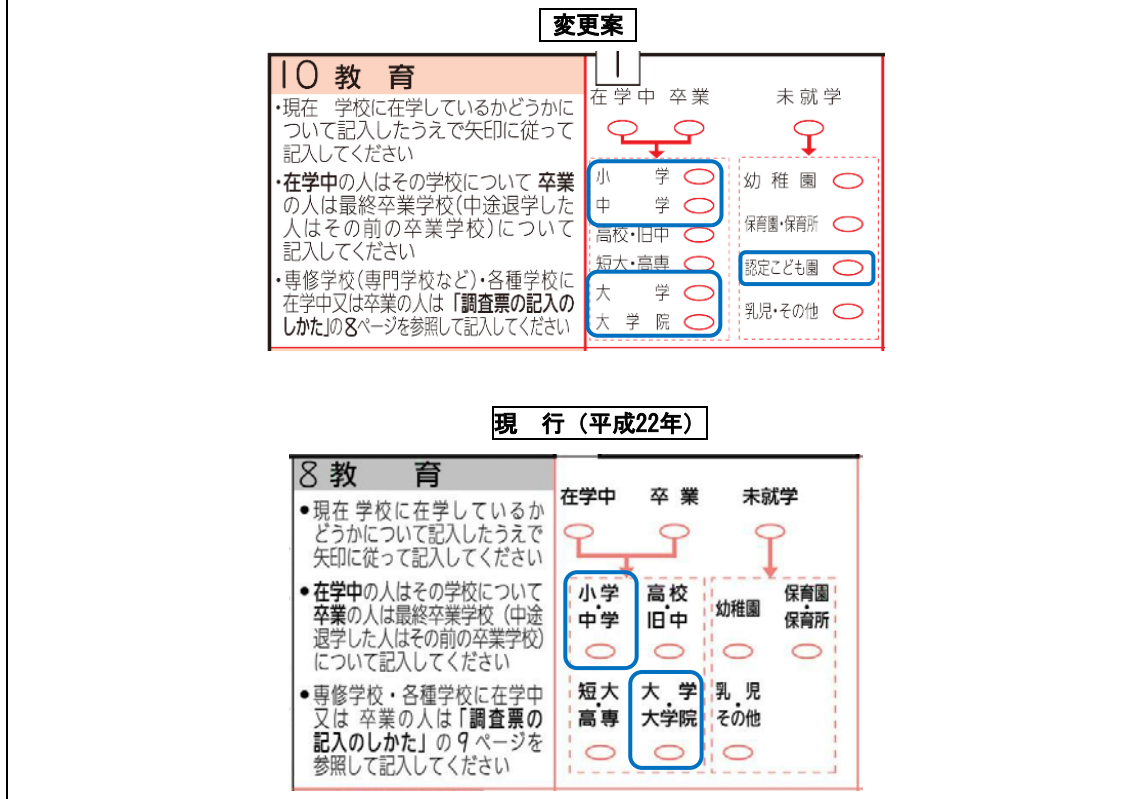
これについては、他の調査結果による活用可能性を踏まえ、報告者負担の軽減や調査の効率化等の観点から削除するものであり、おおむね適当と考えるが、利活用ニーズの変化や、削除に伴う支障の有無等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査結果については、行政施策や調査票情報の二次的利用等において、具体的にどのように利活用されてきたのか。
- 2 平成22年国勢調査における本調査事項の記入実態、また、調査員や地方公共団体における本調査事項に対する意見・要望等はどのようになっているか。
- 3 平成27年国勢調査第2次試験調査では、本調査事項について、具体的にどのような検証を行い、どのような結果が得られたのか（未記入率・誤記入率を含む。）。また、平成32年国勢調査第1次試験調査では、実数記入方式による把握可能性について再検証を行っているが、具体的にどのような結果が得られたのか（未記入率・誤記入率を含む。）。
- 4 代替データとして活用する住宅・土地統計調査（実数記入方式）における記入状況は、どのようになっているか。住宅・土地統計調査の結果と本調査事項による結果は、平成20年以降、それぞれどのように推移しているか。当該結果からみて、住宅・土地統計調査結果による代替に支障は生じないのか。

ウ 「教育」の状況を把握する調査事項の選択肢の追加・細分化

教育の状況を把握する調査事項において、「小学・中学」「大学・大学院」の選択肢をそれぞれ分割するとともに、「認定こども園」の選択肢を追加する。



(審査状況)

教育の状況を把握する調査事項については、大規模調査においてのみ把握することとしている事項である。

本件申請では、本調査事項について、以下のような理由から、「在学中」又は「卒業」(最終卒業学校)の場合の選択肢のうち「小学・中学」を「小学」と「中学」に、また、「大学・大学院」を「大学」と「大学院」にそれぞれ分割するとともに、「未就学」の場合の選択肢として「認定こども園」を追加する計画である。

- ① 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第14条の規定に基づき、「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」とされたことに伴い、義務教育未修了者を対象とする夜間中学校の設置の推進・充実が求められていることを踏まえ、義務教育未修了者の実態をよりの確に把握する観点から、「小学・中学」の選択肢を「小学」「中学」に分割する。
- ② 近年、大学院修了者の増加に鑑み、中央教育審議会において、大学院修了者のキャリアパスの確保と進路の可視化が政策課題となっていることを踏まえ、大学教育の修業の実態をよりの確に把握するため、「大学・大学院」の選択肢を「大学」「大学院」に分割する。
- ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行による新たな認定こども園制度の創設に伴い、未就学児童の実態をよりの確に把握する観点から、新たに「認定こども園」の選択肢を追加する。

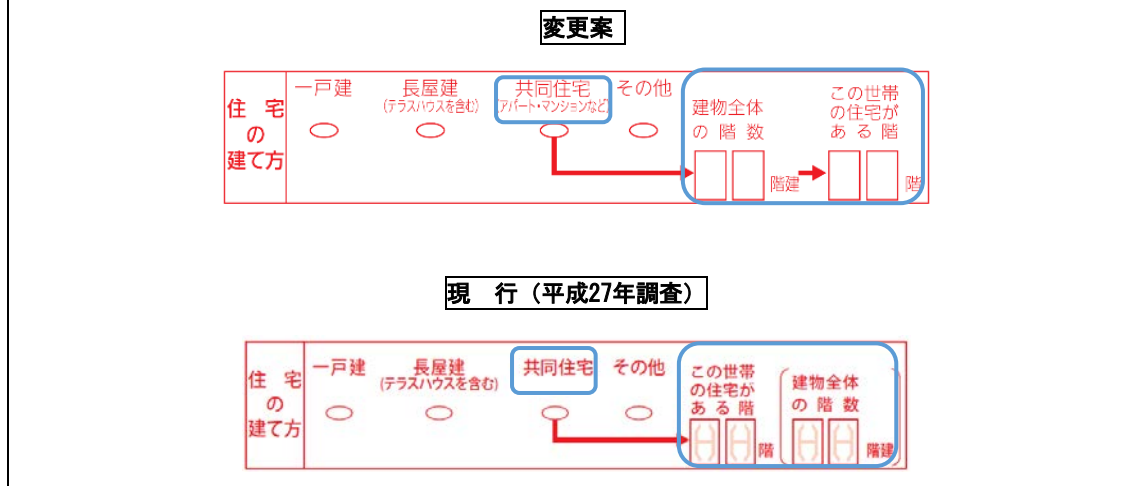
これらについては、教育を取り巻く状況の変化を踏まえた施策ニーズへの対応を図るとともに、報告者が回答するに当たって紛れが生じないように措置するものであり、おおむね適切と考えるが、利活用等の観点からみて、必要かつ十分なものとなっているか等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査事項に関する集計結果については、平成12年国勢調査以降、どのように推移しているか。
- 2 本調査事項については、行政施策において、具体的にどのように利活用されているのか。また、今回の変更により、具体的にどのような利活用が見込まれているのか。
- 3 本調査事項について、平成32年国勢調査第1次試験調査及び第2次試験調査では、具体的にどのような検証を行い、どのような結果が得られたのか（未記入率・誤記入率を含む。）。
- 4 追加される調査事項から得られる集計結果は、他の統計調査や行政記録情報等では得られないものか（特に、認定子ども園）。
- 5 利活用等の観点からみて、本調査事項の変更は、十分かつ適切なものとなっているか。更なる改善の余地はないか（例えば、「短大・高専」の分割など）。

エ 「住宅の建て方」の補問の把握の順番の変更及び選択肢の例示の追加

「住宅の建て方」を把握する調査事項の選択肢のうち、「共同住宅」の例示として（アパート・マンションなど）を追加するとともに、「共同住宅」を選択した場合の補問として「建物全体の階数」に回答した後に「この世帯の住宅がある階」に回答するよう、把握する順番を変更する。



（審査状況）

「住宅の建て方」を把握する調査事項については、前々回調査までは報告者が記入することとしていたが、前回調査からは調査員が記入する他計調査に変更されている（ただし、報告者がオンライン回答を行う場合にあっては、紙の調査票では調査員記入欄とされている「世帯の種類」及び「住宅の建て方」についても、報告者が回答することとされている。）。

総務省は、本調査事項について、前回調査では、アパート・マンション等に居住する場合は「共同住宅」を選択すべきところ「長屋建」や「その他」を選択している事例や、「共同住宅」を選択した場合に当該世帯が居住している階数を記入する欄に建物全体の階数を記入している事例などの記入誤りが散見されたとしている。

このような状況及び平成32年国勢調査第1次試験調査及び第2次試験調査における検証結果も踏まえ、本件申請では、「共同住宅」の選択肢の例示として、（アパート・マンション等）の表記を追加するとともに、「共同住宅」を選択した場合に回答する補問について、始めに建物全体の階を回答した上で、当該世帯が居住している階数を回答するよう、把握する順番を変更する計画である。

これらについては、報告者が回答に当たって紛れが生じないようにするために変更するものであり、おおむね適当と考えるが、誤記入防止等の観点から、更なる見直し・改善を行う必要はないか確認する必要がある。

（論点）

- 1 本調査事項については、行政施策において、具体的にどのように利活用されているのか。
- 2 本調査事項の集計結果については、平成22年国勢調査以降、どのように推移しているか。
- 3 本調査事項について、オンライン回答の場合のみ、調査員ではなく、報告者が回答することとしている理由は何か。オンライン回答用のID及び紙の調査票を配布する際に、調査員が記入する余地はないのか。

- 4 本調査事項の把握方法を変更した前回調査（調査員記入欄とオンライン回答による報告者回答分）と変更前の前々回調査における本調査事項の記入実態は、どのようになっているか。
- 5 本調査事項について、平成32年国勢調査第1次試験調査及び第2次試験調査では、具体的にどのような検証を行い、どのような結果が得られたのか（未記入率・誤記入率を含む。）。
- 6 誤記入防止等の観点からみて、本調査事項の変更は、十分かつ適切なものとなっているか。更なる見直し・改善を行う必要はないか。

(3) 調査方法の変更

ア オンライン回答用 I D 及び調査票配布方法の変更

オンライン調査の実施に当たり、一定期間、オンライン回答のみを先行して受け付ける方式を維持しつつ、前回調査時における紙の調査票に先行してオンライン回答用 I D を配布する方法から、オンライン回答用 I D と調査票を同時配布する方法に変更する。

(審査状況)

本調査では、前々回調査において、従来の調査員及び郵送による調査と併行し、東京都のみを対象としてオンライン調査を試行的に導入し、報告者の利便性の向上及び統計調査業務の効率化等の観点から、前回調査では、オンライン調査の対象範囲を全国に拡大して実施した。また、前回調査では、オンライン回答率の向上を図るため、オンライン回答に必要な I D のみを先に配布し、オンラインでのみ回答可能な期間を設定した上で、当該期間に回答がなかった報告者に紙の調査票を配布する方法を採用した。

これにより、前回調査では、調査員及び郵送による回収に比して、オンラインによる回答率が36.9%と最も高い結果となった。しかしながら、その一方で、調査関係書類の配布方法が煩雑となったことにより、特に高齢の統計調査員において調査関係書類の誤配布やそれに伴う調査経路機関である地方公共団体における調査票提出世帯の確認作業等の事務負担が増加したほか、調査開始当初は紙の調査票が配布されないため、オンライン回答が困難な高齢者世帯との間におけるトラブルが発生するなど調査実施上の支障が生じたとしている。

このことを踏まえ、平成32年第1次試験調査及び第2次試験調査において、オンライン回答率の向上を図りつつ、調査員及び調査経路機関である地方公共団体の事務負担を軽減するための方法について検証した結果を踏まえ、本件申請では、一定期間、オンライン回答のみ先行して受け付ける方式を維持しつつ、前回調査で採用したオンライン回答用 I D を先に配布し、後日、紙の調査票を配布する方法から、オンライン回答用 I D 及び紙の調査票を同時配布する方法に変更する計画である。

これについては、調査の効率化や調査員及び地方公共団体の負担軽減等の観点からみて、更なる改善の余地はないか等について、確認する必要がある。

(論点)

- 1 本調査については、平成22年国勢調査以降、これまでどのような回収率向上方策を講じてきたのか。また、回収率は、平成22年国勢調査以降、どのように推移しているか。
- 2 前回調査における調査方法（調査員・郵送・オンライン）別の回答率は、どのようになっているか。各調査方法によって、回答世帯の属性など、どのような特徴がみられるか。
- 3 前回調査における調査方法の変更により、具体的にどのような効果及び課題がみられたのか。報告者や調査員、地方公共団体からは、どのような意見・要望等があったのか。
- 4 前回調査における課題等も踏まえ、平成32年国勢調査第一次試験調査及び第二次試験調査では、どのような検証を行い、その結果はどうであったのか（調査方法別の回収率等を含む。）。また、今年5月から7月にかけて実施した同第3次試験調査では、どのような結果が得られたのか（調査方法別の回収率等を含む。）。
- 5 今回調査における回収率向上方策として、どのような取組を行う予定か。そのうち、オンライン回答率の目標を、どの程度に設定しているか。前回調査結果や試験調査結果

等も踏まえ、オンライン回答率の向上を図るため、今回調査では、調査関係書類の同時配布・先行受付期間の設定以外に、具体的にどのような取組を行う予定か。

- 6 調査業務の効率化、調査員及び地方公共団体の事務負担軽減及び報告者の利便性の向上等の観点からみて、調査方法について、更なる改善を図る余地はないか。

イ 調査世帯一覧及び調査区要図の変更

調査世帯一覧について、「A 一般の世帯、30人未満の施設等の世帯について」欄の「指導員使用」欄及び「B 1世帯の世帯員の数が30人以上の施設等の世帯について」欄を削除するほか、様式上の表記を一部変更する。

【調査世帯一覧】

変更案

年国勢調査 **調査世帯一覧** 調査員氏名

◆単位区(単位区がない場合は調査区)ごとに作成してください。
◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。

調査員氏名 変更

単位区所在地 変更

| | | | | | | | | |
|----------|-----------------|-----------------|---------------------|---------------------|-----------|--|--|--------|
| 都道府県名 | 市町村名 | 区名 | 市区町村コード | 調査区番号 | (単位区の番号) | | 枚のうち | 枚目 |
| (1) 世帯番号 | (2) 世帯主又は代表者の氏名 | (3) 所在地(番地・号など) | (4) 建物の名称(マンション名など) | (5) 世帯員の数 総数 男 女 | (6) 調査票枚数 | (7) 回収結果 ネット調査員 郵送等 調査員 不調 不調 | (8) 回収結果 ネット調査員 郵送等 調査員 不調 不調 | (9) 備考 |

(4) 例示追記 (7) 順番入替

現行

平成27年国勢調査 **調査世帯一覧** 調査員氏名

◆単位区(単位区がない場合は調査区)ごとに作成してください。
◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。

調査員氏名

単位区
の区域

| | | | | | | | | | |
|---------------------------------|-----------------|-----------------|-----------|---------------------|-----------|--|--|--------|------------|
| 都道府県名 | 市町村名 | 区名 | 市区町村コード | 調査区番号 | (単位区の番号) | | 枚のうち | 枚目 | |
| A 一般の世帯、30人未満の施設等の世帯について | | | | | | | | | |
| (1) 世帯番号 | (2) 世帯主又は代表者の氏名 | (3) 所在地(番地・号など) | (4) 建物の名称 | (5) 世帯員の数 総数 男 女 | (6) 調査票枚数 | (7) 提出状況 ネット調査員 郵送等 調査員 不調 不調 | (8) 提出状況 ネット調査員 郵送等 調査員 不調 不調 | (9) 備考 | (10) 指導員使用 |

(10) 削除

変更案

指導員記入欄 変更

・この単位区(単位区がない場合は調査区)で、調査世帯一覧が2枚以上にわたるときは、1枚目の用紙に全体の合計を記入してください。

・調査対象者がいない単位区の場合は、合計を「0」と記入してください。

| | | | | |
|-----|-----------|-----------------|---|---------------|
| 合 計 | 世帯数 総数 | 世帯員の数 総数 男 女 | | 調査票枚数 (回収) |
| | 人 | 人 | 人 | 枚 |

(世帯数) 変更 (調査票枚数) 変更

総務省統計局

現行

| B 1世帯の世帯員の数が30人以上の施設等の世帯について | | | | | | | | |
|------------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------------|------------------------------|-------|---|------------------|-----------|
| (1) 世帯 番号 | (2) 世帯主又は 代表者の氏名 | (3) 所在地 (番地・号など) | (4) 建物の名称 (学生寮・社会施設などの名称) | (5)世帯員の数 | | | (6) 調査票 枚数 | (7) 備考 |
| | | | | 総数 | 男 | 女 | | |
| 50 | | | | | | | | |
| 50 | | | | | | | | |
| 50 | | | | | | | | |
| | | | | 合 計 | | | | |
| | | | | 世帯数 | 世帯員の数 | | | 調査票 枚数 |
| | | | | | 総数 | 男 | 女 | |
| | | | | A 一般の世帯, 30人未満の施設等の世帯 | 人 | 人 | 人 | 枚 |
| | | | | B 1世帯の世帯員の数が 30人以上の施設等の世帯 | 人 | 人 | 人 | 枚 |
| | | | | 合計 (A+B) | 人 | 人 | 人 | 枚 |

・この単位区(単位区がない場合は、調査区)で、調査世帯一覧が2枚以上にわたるときは、1枚目の用紙に全体の合計を記入してください。

・調査対象者がいない単位区の場合は「合計(A+B)」欄のすべてに「0」を記入してください。

総務省統計局

削除

削除

調査区要図について、様式上の表記を一部変更する。

【調査区要図】 **変更案**

年 国勢調査 **調査区要図** 調査員氏名

◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。

調査区
の所在地

変更

| | | | | | |
|-------|------|----|---------|-------|----------|
| 都道府県名 | 市町村名 | 区名 | 市区町村コード | 調査区番号 | (単位区の番号) |
| | | | | | |

現 行

平成 年国勢調査 **調査区要図** 調査員氏名

◆黒の鉛筆又はシャープペンシルで記入してください。

調査区
の区域

| | | | | | |
|-------|------|----|---------|-------|----------|
| 都道府県名 | 市町村名 | 区名 | 市区町村コード | 調査区番号 | (単位区の番号) |
| | | | | | |

(審査状況)

本件申請では、調査世帯一覧について、後記(5)のとおり、今回調査から抽出速報集計を廃止することに伴い、当該集計対象とする世帯等を抽出するために利用していた「A 一般の世帯、30人未満の施設等の世帯について」欄の「指導員使用」欄及び「B 1世帯の世帯員の数が30人以上の施設等の世帯について」欄を削除するほか、調査員が記入するに当たって紛れが生じないようにするため、「単位区の区域」を「単位区の所在地」に変更、また、「建物の名称」に(マンション名など)の具体例を追加するなど、様式上の表記を一部変更する計画である。また、調査区要図についても、調査世帯一覧と同様に、「単位区の区域」を「単位区の所在地」に変更する計画である。

これらについては、調査員事務の簡素化を図るとともに、調査員による記入の正確性の確保等に寄与するものであるが、変更による集計等への影響について確認する必要がある。

(論点)

今回の変更を行うことで、集計等に支障は生じないか。

(4) 報告を求める期間の変更

調査の実施期間について、「9月10日～10月20日」から「9月14日～10月20日」に変更するとともに、茨城県常総市における調査の実施期間を延長する規定を削除する。

(審査状況)

本件申請では、前記(3)のとおり、前回調査では、オンライン回答率向上の観点から、調査開始当初は、オンライン回答用IDを先に配布してオンライン回答のみ可能とする期間を設け、当該期間経過後に、オンライン回答がなかった世帯にのみ紙の調査票を配布する方法としたため、報告者の回答期間を十分確保するとともに、調査員による調査関係書類の配り分けや紙の調査票を配布する報告者の選別等に要する作業期間を考慮して調査実施期間を長めに設定していたが、今回調査では、オンライン回答用IDと紙の調査票を同時配布する方式に変更することに伴い、調査開始日を「9月10日」から「9月14日」に繰り下げ、調査実施期間を短縮する計画である。

また、前回調査では、平成27年9月関東・東北豪雨の発生により甚大な被害が発生した茨城県常総市において、調査実施期間内に調査を終了することが困難となったことを踏まえ、当該市における調査票の提出期限を延長する措置を講じたが、今回調査の実施に当たっては、上記災害の影響を考慮する必要性が乏しいことから、当該規定を削除する計画である。

これらについては、調査方法の変更及び災害による影響がなくなったことを踏まえて変更するものであり、おおむね適当と考えるが、報告者負担や調査員・地方公共団体における事務負担等の観点からみて適当か確認する必要がある。

(論点)

- 1 前回調査及び今回調査における調査実施スケジュール(調査関係書類の配布、調査票の回収(オンライン・郵送・調査員の別)、督促等の調査実施に係る一連の作業スケジュール)は、具体的にどのようになっているか。今回の変更により、具体的にどのような効果が期待できるのか(具体的に、調査員数や稼働日数等をどの程度縮減することが出来るのか)。
- 2 報告者の記入負担や調査員・地方公共団体における調査事務負担、オンライン回答率の向上等の観点からみて、調査実施期間の変更は適当か。

(5) 集計事項及び調査結果の公表の期日の変更

集計事項について、利活用ニーズが低くなった抽出速報集計の廃止など集計体系の見直しを行い、集計事務の効率化を図り、より利活用ニーズの高い基本集計等の公表を1か月早期化する。また、①調査事項の削除に伴う集計事項の削除、②利活用ニーズを踏まえた集計事項の追加、③地域表章区分の変更、④結果表の分割・統合等を行う。

表 集計体系の変更状況

| 【現行計画】 | | 【変更後】 | 主な変更点 |
|------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 速報集計 | 人口速報集計【調査実施年の翌年2月公表】 | 人口速報集計【調査実施年の翌年2月公表】 | ・変更なし |
| | 抽出速報集計【調査実施年の翌年6月公表】 | — | ・廃止 |
| 基本集計 | 人口等基本集計【調査実施年の翌年10月公表】 | 人口等基本集計【調査実施年の翌年9月公表】 | ・世帯構造等基本集計に係る統計表(父子世帯・母子世帯等)を移行 ・公表時期を 1か月早期化 |
| | 就業状態等基本集計【調査実施年の翌々年4月公表】 | 就業状態等基本集計【調査実施年の翌々年3月公表】 | ・世帯構造等基本集計に係る統計表(世帯の経済構成等)を移行 ・ 全都道府県の結果を一括公表するよう変更 するとともに、公表時期を 1か月早期化 |
| | 世帯構造等基本集計【調査実施年の翌々年9月公表】 | — | ・人口等基本集計や就業状態等基本集計など、他の集計区分に移行 |
| 抽出詳細集計【調査実施年の翌々年12月公表】 | | 抽出詳細集計【調査実施年の翌々年11月公表】 | ・従業地・通学地による抽出詳細集計に係る統計表を移行 ・ 全都道府県の結果を一括公表するよう変更 するとともに、公表時期を 1か月早期化 |
| 従業地・通学地集計 | 従業地・通学地による人口・就業状態等集計【調査実施年の翌々年6月公表】 | 従業地・通学地による人口・就業状態等集計【調査実施年の翌々年5月公表】 | ・世帯構造等基本集計に係る統計表(従業・通学時の世帯の状況)を移行 ・公表時期を 1か月早期化 |
| | 従業地・通学地による抽出詳細集計【調査実施年の翌々年12月公表】 | — | ・抽出詳細集計に統合 |
| 人口移動集計 | 移動人口の男女・年齢等集計【調査実施年の翌々年1月公表】 | 移動人口の男女・年齢等集計【調査実施年の翌々年12月公表】 | ・世帯構造等基本集計に係る統計表(居住期間別一般世帯人員数等)を移行 ・公表時期を 1か月早期化 |
| | 移動人口の就業状態等集計【調査実施年の翌々年7月公表】 | 移動人口の産業等集計【調査実施年の翌々年6月公表】 | ・世帯構造等基本集計に係る統計表(居住期間別従業上の地位等)を移動 ・公表時期を 1か月早期化 |
| 小地域集計 | 人口等基本集計に関する集計 | 人口等基本集計に関する集計 | ・変更なし |
| | 就業状態等基本集計に関する集計 | 就業状態等基本集計に関する集計 | ・小地域集計(世帯構造等基本集計)に係る統計表を移行 |
| | 世帯構造等基本集計に関する集計 | — | ・他の小地域集計(就業状態等基本集計や移動人口の男女・年齢等集計に関する集計)へ移行 |
| | 従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計 | 従業地・通学地による人口・就業状態等集計に関する集計 | ・変更なし |
| | 移動人口の男女・年齢等集計に関する集計 | 移動人口の男女・年齢等集計に関する集計 | ・小地域集計(世帯構造等基本集計)に係る統計表を移行 |

(審査状況)

前回調査においては、オンライン調査の全国展開などに伴う産業・職業の機械的な符号格付の導入による効率化や産業・職業の同時格付などの事務処理の見直しによって、従来、異なる時期に別途作成・公表していた産業等基本集計と職業等基本集計を就業状態等基本集計に統合・再編し、一体的かつ同時に作成・公表することとしたほか、調査実施から調

査結果の最終公表までの期間を前々回調査における3年1か月から2年3か月に約8か月の早期化を図ったところである。

このような状況の中、本件申請では、上記のとおり、前回調査において、最終公表までの期間が大幅に短縮されたことに伴い、早期の結果に対応する利活用ニーズが乏しくなったため、抽出速報集計を廃止し、当該集計の作成に係る地方公共団体の事務負担軽減を図り、併せて世帯構造等基本集計に係る集計事項等を他の集計区分に移行するなど集計体系を見直し、集計業務の効率化を図ることにより、基本集計等の公表時期をそれぞれ1か月早期化する計画である。

また、集計事項について、①(2)イのとおり、「住宅の床面積の合計」の削除に伴う集計事項の削除、②(2)ウのとおり、利活用ニーズを踏まえた教育の状況に関する集計事項の追加^(注1)、③結果表の集計地域について地域表章区分の変更^(注2)、④利活用上の利便性等を考慮した結果表の分割・統合等を行う計画である。

(注1) 就業状態等基本集計において、「在学か否かの別・最終卒業学校の種類、年齢(各歳)、男女別人口(15歳以上)」、「産業(大分類)、職業(大分類)、在学か否かの別・最終卒業学校の種類、男女別就業者数(15歳以上)」の2表を追加する。

(注2) 全国市部・郡部、都道府県市部・郡部による地域表章区分の廃止等を行う。

本調査結果から得られる集計事項は、我が国の人口やこれを取り巻く社会の構造変化等に関する最も基本的なデータとして、政策課題を検討する上での有用な情報を提供するとともに、広く統計利用者のニーズにも応えようとするものであること等から、おおむね適当と考えるが、具体的にどのような集計表が作成され、どのような分析が可能になるのか、また、充実を図る余地はないのか等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 廃止する抽出速報集計の結果については、これまでどのように利活用されてきたのか。利活用との関係からみて、抽出速報集計を廃止することによる支障等は生じないか。
- 2 集計事項の整理に当たり、どのような方針・基準により利活用ニーズが低い集計表と判断したのか。
- 3 他の集計区分に移行する世帯構造等基本集計等における集計事項は、どのようなものか。移行後もこれまでと同様の集計結果が提供されることになるのか。移行による支障等は生じないか。
- 4 地域表章区分の変更理由は何か。変更される地域表章区分については、これまでどのように利活用されてきたのか。利活用等の関係からみて、変更することによる支障等は生じないか。
- 5 追加及び統合・分割する集計事項の表章様式は、具体的にどのようなものか。追加する集計事項については、どのような利活用が見込まれるのか。
- 6 作成される集計事項については、調査結果の利活用の観点からみて、十分かつ適当なものとなっているか。更なる改善の余地はないか(例えば、集計が困難、又は利活用が低調なことから、見直しが必要な集計事項はないか。具体的にどの程度の業務効率化が期待できるのか)。

(6) その他（東日本大震災に伴う計画の一部変更）の変更

東日本大震災の影響に伴い、調査実施が困難な地域において、地域の実状に応じて調査方法等を一部変更して実施することを可能とする規定を削除する。

(審査状況)

前回調査では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、調査の実施が困難な市町村が一部みられたことから、当該市町村における調査方法等については、地域の実状を勘案し、総務大臣が別途定める方法等により実施することを可能とする規定を設けていた。

本件申請では、今回調査の実施に当たり、東日本大震災による影響を考慮する必要性が乏しくなったことから、当該規定を削除するものであり、適切と考える。

2 「諮問第68号の答申 国勢調査の変更について」（平成26年10月20日付け府統委第99号） における今後の課題への対応状況について

〔「今後の課題」における記述〕

本申請による平成27年の本調査に係る計画の変更では、調査方法については、オンライン調査の全国展開、任意封入方式の導入、集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等、また、調査事項についても、東日本大震災の影響把握の観点からの調査事項の追加等、重要な変更が多数行われることとされている。

また、これらの変更については、総務省において事前に様々な検討を行った上で実施することとしているものであるが、平成27年の本調査の実施時には、想定外の事象が生じる可能性も否定し得ないところである。

このようなことから、総務省は、平成32年の本調査の企画に当たっては、調査方法、調査事項等に関し、27年の本調査の実施状況を慎重かつ丁寧に精査し、それらを踏まえ今回の変更等の有効性等について十分な検証を行うとともに、社会経済情勢の変化に基づく検討等を行い、その結果を適切に反映したものとする必要がある。

（審査状況）

本調査については、前回調査において、調査方法及び調査事項について、以下のような重要な変更が行われている。

- ① 正確かつ効率的な統計作成や報告者の利便性向上等の観点から、オンライン調査の対象範囲を全国に拡大
- ② 調査員による高齢者世帯等への記入支援や記入内容の確認の円滑化、誤記入等による記入不備の改善等の観点から、調査票を封筒に密封して提出する全封入方式から、報告者の判断により封入提出も可能とする任意封入方式に変更
- ③ 調査員の業務負担の軽減や調査の円滑化、調査員確保業務の負担軽減等の観点から、大規模な集合住宅や社会福祉施設等について、集合住宅の管理会社や社会福祉施設等の運営法人等に調査員業務を委託可能とするよう変更
- ④ 東日本大震災による人口移動等の影響把握を行う観点から、大規模調査の調査事項である「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を追加し、「住宅の床面積の合計」を削除する一方、他調査結果による代替を図り、報告者負担の軽減を図る観点から、「住宅の床面積の合計（延べ面積）」を削除

このような状況を踏まえ、前回答申では、今回調査の企画に当たり、調査方法や調査事項等について、前回調査の実施状況を慎重かつ丁寧に精査・検証するとともに、社会経済情勢の変化を踏まえた検討等を行い、その結果を適切に反映するよう求められたところである。

これについて、総務省統計局は、前回答申における今後の課題を踏まえ、所要の検証・分析を行い、その結果を今回調査の計画に反映したとしている。

これについては、当該課題への対応を図るものとして、おおむね適切と考えるが、当該検証・検討結果を踏まえ、今回調査において更なる対応を図る必要はないか等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 前回調査における調査事項や調査方法等の変更の有効性等、調査の実施結果について、どのように分析・評価しているか（例えば、調査員や市区町村職員は、十分確保されているのか）。
- 2 当該分析・評価結果を踏まえ、今回調査では、それぞれどのような対応を図ることとしているのか。
- 3 前回答申における今後の課題への対応として、十分かつ適切なものとなっているか。更なる対応を図る余地はないか。

3 第Ⅲ期基本計画における指摘への対応状況について

〔第Ⅲ期基本計画（抜粋）〕

- (1) 国勢調査の調査方法について、平成 27 年（2015 年）調査における実施状況の検証結果を踏まえ、若年者層を中心とする不在世帯等への対応やオンライン調査の更なる利用促進方策を円滑な調査の実施にも留意しつつ検討し、平成 32 年（2020 年）調査の調査計画に反映する。また、調査票回収方法の多様化に伴い事務量が増加した地方公共団体の事務の負担軽減方策について、試験調査における検証結果も踏まえて検討する。【平成 32 年（2020 年）調査の企画時期までに結論】
- (2) 国勢調査の広報について、開始から 100 年を経過する平成 32 年（2020 年）調査を契機に一層の充実を図り、オンライン回答率の向上等に対する理解増進に努める。【平成 31 年度（2019 年度）から実施】

（審査状況）

我が国においては、人口減少・少子高齢化が進展している中、人口やこれを取り巻く社会の構造変化等をよりの確に把握する上で、本調査の重要性はますます高まっており、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）では、本調査について、以下の点について検討・実施するよう求められているところである。

- ① 前回調査における実施状況の検証結果を踏まえ、若年者層を中心とする不在世帯等への対応やオンライン調査の更なる利用促進方策について検討すること。
- ② 調査票回収方法の多様化に伴い増加した地方公共団体の事務負担軽減方策について、試験調査による検証結果も踏まえて検討すること。
- ③ 広報の一層の充実を図り、オンライン回答率の向上等に対する理解増進に努めること。

これを踏まえ、総務省統計局は、上記①から③の各課題について、以下のとおり対応している。

- ① 不在世帯等への対応及びオンライン調査の更なる利用促進方策について
若年者層を中心とする不在世帯等への対応として、若年者層が在籍する大学・大学院や企業・経済団体等への積極的な調査協力依頼を行うほか、若年者層を訴求対象とした広報媒体を活用することにより、調査の周知を行い、オンライン調査への誘導を図る。また、オンライン調査の利用促進方策として、前回調査時に地方公共団体で実施されたオンライン推進のための取組事例を収集し、全ての地方公共団体に情報共有することにより、地域における創意工夫を活かした取組の実施を支援する。
- ② 地方公共団体の事務負担軽減方策について
今回オンライン回答用 ID と紙の調査票を同時配布する方式に変更することにより事務負担軽減を図るとともに、前回調査から行っている、民間事業者に郵送提出された調査票の一括処理の迅速化を図るなどの方策を更に拡充する。
- ③ 広報の一層の充実等について
国勢調査100年に関する取組の一環として、ロゴマーク、パンフレットを作成し、本調査の重要性・歴史的価値を伝え、調査への関心を高めるとともに、オンライン回答への理解を求める取組を実施する。また、マンション関係団体及び高齢者福祉施設関係団体に対する協力依頼を調査前年となる2019年度から開始することにより、より一層の調査の正確か

つ円滑な実施を図る。

これらについては、課題への対応を図るものとして、おおむね適当と考えるが、更なる取組の余地はないか等について確認する必要がある。

(論点)

- 1 若年者層を中心とする不在世帯等への対応として、これまで具体的にどのような取組を行ってきたのか。今回予定する大学・大学院や企業・経済団体等への調査協力依頼については、具体的にどのような形での周知を期待・想定しているのか。また、若年者層を訴求対象とした広報媒体とは、具体的にどのようなことを予定しているのか。更なる取組の余地はないか。
- 2 オンライン調査の利用促進方策として、前回調査では具体的にどのような方策を講じたのか。前回調査時に地方公共団体で実施されたオンライン調査促進に向けた取組事例としては、具体的にどのようなものがあるか。更なる取組の余地はないか。
- 3 地方公共団体の事務負担軽減方策として、前回調査で実施した民間事業者による郵送提出された調査票の一括処理とは、具体的にどのようなものか。当該業務について、具体的にどのように迅速化を図ることを予定しているのか。更なる取組の余地はないか。
- 4 本調査の広報として、これまで具体的にどのような取組を行ってきたのか。更なる有効かつ効果的な取組の余地はないか。